

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 環境管理センターに勤務する職員（収集業務課に勤務する職員を除く。）の項の前に次のように加える。

中央林間分室に勤務する職員	土曜日及び日曜日	午前9時から午後5時45分まで又は午前10時から午後6時45分まで 1日につき7時間45分
---------------	----------	---

別表第1 青少年センターに勤務する職員のうち任命権者が別に定める職員又は図書・学び交流課（学び交流担当及び図書担当を除く。）若しくはつる舞の里歴史資料館に勤務する職員の項中「青少年センター」を「こども・青少年課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。